

神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金の募集期間の延長について

2021年09月01日

記者発表資料

テレワークの導入に取り組み事業者を支援するため、9月3日までとしていた神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金の募集期間を延長します。

なお、在宅勤務型のテレワークの導入を希望する企業へ、テレワークに関する専門家をアドバイザーとして派遣し、コンサルティング等を行う「テレワーク導入支援アドバイザー」の派遣企業も、引き続き募集しています。

1 神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金

(1) 募集期間の延長

募集期間を令和3年9月17日（金曜日）17時まで延長します。

上記の募集期間内に県ホームページから事前登録し、事前登録した日から3週間以内（郵送のみ、当日押印有効）に、交付申請書類を提出してください。（事前登録すると、様式をご登録いただいたメールアドレスに送信されますので、当該様式に必要事項を記入の上、添付書類とともに提出してください。）

（注記）受付は先着順です。募集期間内でも、申請の合計額が予算額に達した場合は、受付を締め切ります。

(2) 公募費領等

公募費領等は、県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/teleworkhojo2021.html>

(3) 補助金に関する問合せ先

令和3年度 神奈川県 テレワーク導入促進事業費補助金 事務局

電話 (03) 6632-8065

（受付時間：8時30分から12時、13時から17時15分、土日祝日を除く）

2 テレワーク導入支援アドバイザー派遣

(1) 応募手続

次のホームページの案内に従って、応募フォームからお申込みください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/telework/jigyoku.html>

（注記）受付は先着順（30名）です。

(2) アドバイザー派遣の概要

在宅勤務型のテレワークの導入を希望する神奈川県内の中小企業等にテレワークに関する専門家をアドバイザーとして派遣し、次の支援を行います。

ア コンサルティング

テレワーク導入の計画策定、社内体制構築、環境整備、社内規定整備、テレワーク導入試行に対する支援、試行に対する課題検証・フォローアップを行います。

イ テレワークの試行

従業員がテレワークを体験する試行を支援します。

ウ テレワークシステムの脆弱提供、運用支援

テレワーク試行時に使用するテレワークシステム（情報セキュリティ、業務管理、コミュニケーション）を脆弱提供します。また、試行演習中、テレワークシステムの運用に関する質問等に対応する窓口を設け、相談に応じます。

エ テレワークに必要な通信機器等の購入や運用のための経費の補助

希望する企業には、テレワークに必要な通信機器等の購入や運用のための経費を補助します（神奈川県テレワーク導入促進事業費補助金に申請していただきます）。

(3) 応募資格（次のア、イをすべて満たす者）

ア 県内に事業所を有する中小企業者

イ 常時雇用する従業員を2名以上、かつ雇用保険被保険者である県内事業所に所属する従業員を交付申請時点で2名以上雇用している中小企業者

(4) 問合せ先

令和3年度 神奈川県 テレワーク導入促進事業事務局

電話 (03) 6632-8065

（受付時間：8時30分から12時、13時から17時15分、土日祝日を除く）

問合せ先

神奈川県産業労働局労働部雇用労政課

労政グループ 電話 045-210-5739